

令和3年度 広島市低炭素集合住宅建築補助金のお知らせ

広島市では、地球温暖化対策として新たに建築される分譲集合住宅のエネルギー利用のスマート化を推進するため、広島市の低炭素建築物新築等計画の認定を受けた認定事業者が行う建築事業に補助金を交付します。

『低炭素集合住宅』って何??

低炭素集合住宅とは、断熱性能が高い外壁や窓、高効率の給湯器などにより、省エネルギー基準を超える省エネルギー性能を持つ集合住宅のことで、従来の集合住宅に比べて温室効果ガスの排出量が少ない、環境にやさしい集合住宅です。

制度の概要

1 交付対象

全ての住戸部分について、広島市の低炭素建築物新築等計画の認定を受けた分譲集合住宅（マンション）を、広島市内に新たに建築する事業*が対象です。

※令和7年2月28日（金）までに、実績報告書を提出いただく必要があります。

2 対象者

次の要件のいずれにも該当しない認定事業者

- (1) 広島市税の滞納者
- (2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱等による指名停止の措置を受けている者
- (3) 暴力団関係規程（法、条例）に規定する暴力団
- (4) 役員が暴力団関係規程（法、条例）に規定する暴力団員等

3 補助金額・募集戸数・申請受付期間

- (1) 補助金額：10万円/戸
- (2) 募集戸数：200戸分
- (3) 申請方法：郵送又は持参
- (4) 申請受付期間：令和3年4月14日（水）から令和3年5月14日（金）まで

（郵送の場合は、当日の消印有効）

※ 募集戸数より多い戸数の申請があった場合は、温室効果ガス削減量等の審査基準により申請内容を得点化し、募集戸数の範囲内で、得点順に補助金交付を決定します。

4 注意事項

- ・ 一つの集合住宅に対する補助金の交付は、1回限りとなります。
- ・ すでに着工した事業については、交付対象となりません。

（申請先・問合せ先）

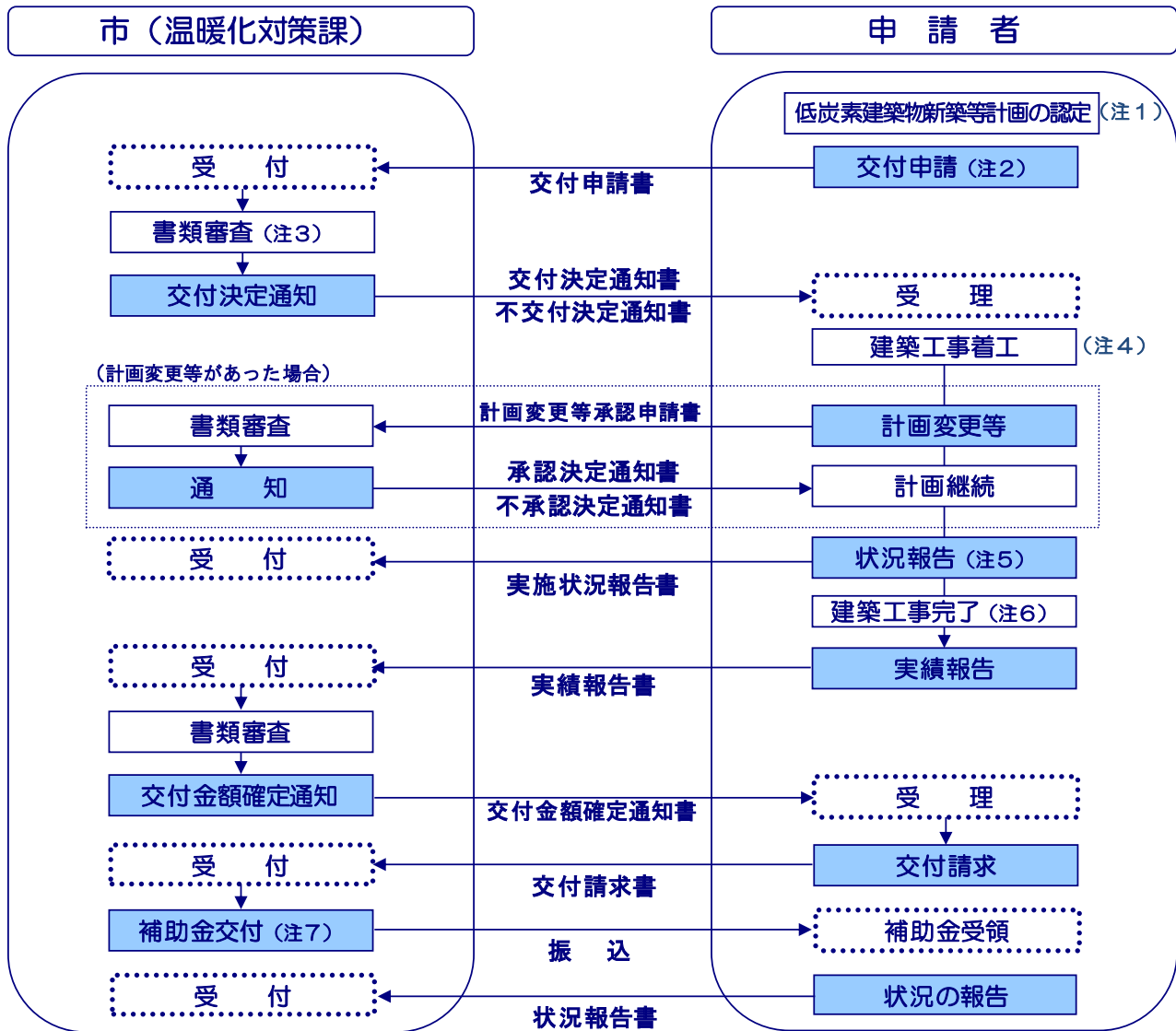
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市環境局温暖化対策課 TEL 082-504-2185 FAX 082-504-2229

制度の詳細や申請書等の様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

広島市HP（総合トップページ）▶事業者向け情報▶ごみ・環境▶地球環境▶広島市低炭素集合住宅建築補助金のお知らせ

手続の流れ



- (注1) 広島市の低炭素建築物新築等計画の認定を受けてください。
 (注2) 申請前に必要書類確認等のため、御相談ください。
 (注3) 交付申請に基づく書類審査には、受付から14営業日程度必要です。申請は余裕を持って行ってください。
 (注4) 交付決定通知を受けた後は、速やかに建築工事に着手してください。
 (注5) 建築工事完了の日が令和4年度以降となる場合は、各年度の実績状況報告書を提出してください。
 (注6) 建築工事が完了し、広島市の低炭素建築物新築等計画の認定に関する工事完了報告書を提出した日とします。
 (注7) 補助金の交付は、交付請求日から30日以内です。

交付申請提出書類

1	広島市低炭素集合住宅建築補助金交付申請書
2	広島市の低炭素建築物新築等計画の認定書の写し
3	広島市の低炭素建築物新築等計画の認定申請書の写し
4	認定事業者の役員名簿
5	法人登記の現在事項全部証明書
6	資金計画書
7	広島市税の納税証明書 (「市税について滞納がない旨」の証明)
8	その他市長が必要と認める書類

実績報告提出書類

1	広島市低炭素集合住宅建築補助金実績報告書
2	広島市の低炭素建築物新築等計画の認定に関する工事完了報告書の写し
3	その他市長が必要と認める書類

※ 申請書等への押印が不要になりました。